

訪問看護ステーション絆指定訪問看護事業運営規程

第1条 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

訪問看護ステーション絆（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

指定訪問看護の運営の方針)

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年条例第58号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護の運営の方針)

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療 サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年条例第58号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地

1. 名 称 訪問看護ステーション絆
2. 所在地 堺市中区深阪1丁14-52 サニーハイツ泉有106号

第3条 従業者の職種、員数及び職務内容

1 管理者

看護師 常勤 1名

職務内容

主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕行われるように必要な管理を一元的に行うとともに、法令等において規定され

ている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2 看護職員

看護師 2名以上

看護職員は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画を策定した上で計画に基づいた指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を行う。

第4条 営業日及び営業時間

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時00分までとする。
ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- 3 サービス提供時間 午前9時から午後6時00分までとする。
- 4 上記の営業日、営業時間に関わらず、電話等により24時間の常時連絡、対応が可能な体制とする。

第5条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容

事業所で行う訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は利用者の心身の機能の維持回復を図ることを妥当適切に行うことを目的として次に掲げる事業を行う。

1 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

2 サービス内容の例

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア

- ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置
- 3 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
 - 4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕報告書の作成

第6条 利用料等

1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚告第19号）及び「指定介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）に定める額（以下「居宅介護サービス費用基準額」という）とし、そのサービスが法定代理受理サービスであるときは、居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、居宅サービス費用基準額によるものとする。

- 2 死後の処置料は、20,000円とし必要な死後の処置（エンゼルケア）物品の実費を徴収するものとする。
- 3 前2項の利用料等の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第7条 通常の事業の実施地域

1 通常の事業の実施地域は、堺市全域・和泉市・大阪狭山市・高石市・泉大津市・岸和田市・富田林市・河内長野市とする。

第8条 衛生管理等

1 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

第9条 緊急時等における対応方法

1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

第10条 苦情処理

1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第11条 個人情報の保護

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 利用者以外の者（家族等）の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。

第12条 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
 - （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13条 事業継続計画の策定等

- 1 事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

第 14 条 ハラスメントの防止

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われ

る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 15 条 その他運営に関する留意事項

1 事業所は従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 3 回

2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間(サービス提供記録は提供の日から 5 年間)は保存するものとする。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は代表社員と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改定する

この規定は、令和 7 年 9 月 1 日から改定する

この規定は、令和 7 年 9 月 日から改定する

訪問看護ステーション絆指定訪問看護事業運営規程 新旧対照表

令和6年4月1日改定分

変更前	変更後
(業務継続計画の策定等) 追記	(業務継続計画の策定) 第 13 条 事業継続計画の策定等 1 事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。
(ハラスメントの防止) 追記	(ハラスメントの防止) 第 14 条 ハラスメントの防止 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
(その他運営に関する重要事項) 内容変更なく、条項繰り下がる15条となる	

訪問看護ステーション絆指定訪問看護事業運営規程 新旧対照表

令和7年9月1日改定分

変更前	変更後
(事業所の名称と所在地) 移転による所在地変更 第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地 1. 名 称 訪問看護ステーション絆 2. 所在地 堺市中区深井中町 1888 番地の 14	(事業所の名称と所在地) 第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地 1 .名 称 訪問看護ステーション絆 2. 所在地 堺市中区深坂 1 丁 14-52 サニーハイツ泉有 106 号

訪問看護ステーション絆指定訪問看護事業運営規程 新旧対照表

令和7年9月8日改定分

変更前	変更後
(第7条) 通常の事業の実施地域 1 通常の事業の実施地域は、堺市全域・和泉市・大阪狭山市・高石市・泉大津市とする。	(第7条) 通常の事業の実施地域 1 通常の事業の実施地域は、堺市全域・和泉市・大阪狭山市・高石市・泉大津市・岸和田市・富田林市・河内長野市とする。 岸和田市・富田林市・河内長野市を追加